

校訂本 第九冊・十冊解説

二 収録文書の概要

金城 正篤

中国（明・清）と琉球王国との関係では、清朝は明代の冊封・

朝貢制度を基本的に踏襲した。『歴代宝案』（以下、『宝案』と略称）に収録されている文書群は、いずれも冊封・朝貢制度に基づいて作成されたものである。第一集と第二集では編集の形式は異なっているが、冊封・朝貢制度の枠組みからはずれるものではなく、その点では共通している。

（一）収録文書および年代

第九冊（卷一〇五～卷一二三）

嘉慶十三年（一八〇八）九月十三日

（嘉慶二十二年（一八一七）八月四日）

第十冊（卷一二三～卷一四五）

嘉慶二十一年（一八一六）十二月

（道光七年（一八二七）八月十二日）

（二）底本

第九冊：鎌倉本・旧県立図書館本・台湾大学本

欠巻＝卷一四

第十冊：旧県立図書館本・台湾大学本

欠巻＝卷一二六・一二七・一二九・一三〇・一三一・

一三二・一三七・一三八

次に朝貢についてみると、①清代では二年一貢が定制となり、

はその都度記録されているわけではない。④冊封使渡來の年には、冊封使の代奏（琉球国王の要請を受けて）により、「官生」と呼ばれる留学生が首都北京の国子監（大学）への派遣が許可される。⑤琉球からは定期的に派遣される進貢使節とは別に、謝恩使・慶賀使等の名目で使節が派遣され、特別な進貢品を献上する慣わしあつた。

朝貢（進貢）年を迎えると正副使以下一行二〇〇人編成の使節団

を福州に派遣した。②進貢品としては清代では硫黄・紅銅・白鋼

錫の三品が中国に運ばれた。③進貢使一行は福州で三班に分かれ

る。第一に二十人が北京に赴くグループ（進京＝朝京使）、第二が福州に留まるグループ（存留＝残留組）、第三が福州での貿易活動に従事し、翌年四月頃、原船で帰国（摘要）するグループ。

④北京行きの朝京使こそ本来の「朝貢使」で、正月（春節）をはさんで約一か月北京に滞在し、清朝皇帝に謁見を許され、絹織物などを下賜され、御馳走をふるまわれ、京劇を観劇するなど、もてなしを受けた。

以上が琉球と中国を結ぶ二つの大きなパイプ、冊封と朝貢のあらましである。その二つを機軸にして、そこから派生するさまざまな局面があつた。たとえば、さきに述べた「官生」（留学生）の派遣もその一つ。「官生」は冊封使渡来に因んで派遣される慣例であつた。

また、『宝案』には海難事故に関する記事が頻繁に出てくる。「舟

楫を以て万国津梁」とした琉球王国にとって、これは覚悟しておかなければならぬ現実であったのかも知れない。『宝案』に見る海難事故に関しては、すぐ後に関連記事を挙げてくわしくふれることがある。

あるいは、なかには「漂流」を装つて商行為を営んでいた一群もいたと思われるフシもある。

いずれにせよ、この時期（一八〇〇～二〇年代）の首里王府の公式の記録に遭難記事が頻出する状況は、どのように考えたらよいか。これらの記録からその時代背景、さらには広くこの時期の東アジアの海上交通の実態を解明する手がかりが得られるかも知

三 海難・漂流民の救助に関する問題

（二）頻出する海難・漂流民関係記事
『宝案』第九冊・十冊には遭難（海難）関係の記事が頻出する。九冊（文書数全一七四文書）、十冊（全三二六文書）、合計三九〇文書中約一〇〇（二六%）に上る遭難関係の記事が記録されている。

海難事故の多発の例としては「漂流」であり、漂流先は中国沿岸、台湾近海などである。「難民」は琉球人だけでなく、中国人、朝鮮人も含まれる。身分もさまざまであり、士族もおれば農民、漁民、商人といろいろである。幸い救助され、撫恤（保護され衣食をあてがわれる）を受けて、やがてそれぞれの本国に「送還」されることになる。

最悪の場合は船が沈没して乗組員が溺死する例もあり、また、進貢船や接貢船が行方不明となり、探索の要請がなされた例もある。

船楫を以て万国津梁」とした琉球王国にとって、これは覚悟しておかなければならぬ現実であったのかも知れない。『宝案』に見る海難事故に関しては、すぐ後に関連記事を挙げてくわしくふれることがある。

れない。

(二) 遭難者の琉球館での撫恤

先記のように第九冊・十冊には海難・漂流民の救助に関する記事が数多く収録されている。漂流民の救助と撫恤（保護措置）については、一定の準則が定められていた。

たとえば、中国近海に漂着した琉球の漂流難民は、通常、漂着地で衣食を支給されるほか、福州の琉球館に保護されてから船便を得て帰国するまでの滞在期間中、年代によつて若干の違いはあるが、各人それに毎日「米一升、塩菜銀六厘」が支給され、帰国の際には「行糧一個月」が支給される。さらに各人に「扣藍布・棉花・灰麵・生烟・茶葉・酒肉」等の物が加賞された。また琉球館には、何組かの漂流民が帰国の船便をまつて滞在することもあつた。

一方、進貢船・接貢船の遭難となると、漂流難民の場合とはまた少し異なる。進貢船・接貢船が遭難し琉球館に安挿（保護）されると、その日から滞在期間、正副使についてはそれぞれ毎日「廩給銀二錢」、他の官人はそれぞれ毎日「米三升」と「蔬薪銀五分一厘」、跟伴・水梢にはそれぞれ毎日「米一升、塩菜銀一分」が支給される。さらに帰国の際には別に「行糧一個月」が支給される。またそれぞれに「藍布・棉花・茶烟・酒肉等物」が加賞される慣例であつた。

(三) 接貢船の派遣と遭難

ここでは一つの遭難事故をめぐるいきさつを紹介しよう。数ある遭難事件の一つに過ぎないが、遭難者の救助措置が適切でなかつたという理由で、福建の海防警備官（閩安協水師副將）以下三名の武官が処分されるという事態を派生させている。その事件の経緯を追つてみよう。（一一一〇五一〇一号・〇二号文書）

嘉慶十二年（一八〇七）九月、接封正議大夫蔡邦錦・都通事阮永光等官伴一〇五名編成の接貢船が、琉球を出港した。この船は冊封使および前年の朝京使を迎える目的で派遣されたものである。

この船には「國王世孫」（尚灝）の銀両 \parallel 五〇〇〇両（冊封使迎接のための準備資金）、および「南山北山各島附搭置買貨物銀 \parallel 二万両を積載していた。

ところが同船は翌十月三日に海壇の觀音澳口に漂至。蔡邦錦（接封大夫）と跟伴の計十二名は先に陸路より出発。その余は船内で兵船の迎護を求めたが、やや順風が吹いたので迎護を待たずに自

清朝内部での細かなことを言えば、「進貢官伴口糧」は「地丁」存公項下より、「漂風難夷口糧」については「存公項下」より支出し、後日会計報告することになつていて。

頻出する漂流民の琉球館での撫恤は、ほぼ上記の慣例に従つて処理されたものと考えられる。

力で脱出しようとして、二十五日に鐘門洋面で風波のため船は座礁して撃破した。救助された者は接封伴梢比嘉等八名、接貢伴梢牧志等二十二名、計三十名。その余の都通事阮永光等三名、伴梢六十名、計六十三名（他に内地舵工一名）が溺死した。溺死者のうち三十七名は死体があがるが、その余は行方不明。生存者は陸路より福建省に護送され、死者については納棺埋葬された。

この遭難で「王府執照、接貢公文、ならびに銀両、土産貨物」はこと」とく沈失。「国王世孫」（尚灝）の銀両＝五〇〇〇両について琉使らは「借給」を懇請したが、総督・巡撫の上奏により皇帝の上諭が下り、五〇〇〇両の銀両は「儀制に関わる所」ゆえ、「庫項銀二五〇〇両を加恩賞給し、その余の二五〇〇両は福建省の督撫司道大員による捐資により支給し、返済を免除せよ」と。撃破した船隻に関しては代わりに中国の商船を賃借する費用として一〇〇〇両を支給して帰国させることとし、その他に五〇〇両を溺死者六十三名の家族に見舞として支給することになった。

以上がこの件のあらましであるが、清朝側では溺死者多数を出したことについて海防警備担当の役人を厳罰に処するという事態に発展した。

(四) 海防警備官（閩安協水師副将）徐湧等の「革職」処分

福建地方当局（總督・巡撫）の見方としては、今回の遭難事故は兵船の速やかな護送を待たずに自力で脱出（開駕放洋）しよう

として風波に呑まれたもので、接封大使蔡邦錦等も、人力の及ばぬ天災と認めているが、副将徐湧が命令通り直ちに救助に向かつておれば、救護できたはずであるのに、「接護遷延」が原因で起つたものである、として徐湧を「革職」（免職）、于天沢（署平潭同知候補知府）および何文上（代理海壇左營遊擊候補守備）を「交部嚴加議処」（吏部に送り厳しい処分を議す）の処分をするよう奏請している。

徐湧に対する皇帝の「上諭」は厳しい処分を命ずるものであった。

かくのごとき臆病無能はまことに職務怠慢に等しい。単に革職処分のみでは軽過ぎる。徐湧を革職の上、烏魯木齊（ウルムチ）に発往（流罪）して贖罪に努めさせよ。

于天沢、何文上二人の処分については督撫の上奏通り「著交吏兵貳部嚴加議処」（吏・兵二部に送致して厳加議処せしめよ）との上諭が下った。

琉球接貢船が福州東南海上にある海壇島近海での遭難事故について、救助のための対応のますさの責任を問われ、担当の武官が厳罰に処せられたのである。このことは朝貢国である琉球を清朝政府がいかに重視していたかを示すものである。上級官である總督・巡撫の命令に敏速に従わず、救護のための兵船の派遣を遅らせたことが、多くの溺死者および行方不明者を出す結果となつたことを率直に認め、責任者を厳罰に処した清朝内部の詳しい顛

末まで、琉球側に伝え、生存者、死者、行方不明者の遺族に対しても特別な配慮が施されている。

座礁した船を自力で脱出（開駕）し、再び大きな風波にもまれて二重の遭難に逢うことになったのである。先記のように接封使の蔡邦錦も認めていたように、人力の及ばない天災であつたが、兵船が来るまで琉球船の自力「開駕」を阻止しなかつたとの理由で、実は先の于天沢、何文上二人は責任を負うことになったのである。いずれにしても琉球側のいわば「非」については一言もふれられていない。

その後、一行は中国の船戸陳瑞春の船隻を雇つて無事帰国した。

最後にやや蛇足になるが、この接貢船には先記のように冊封使の迎接および先年の朝京使の出迎えの使者が乗船しており、また冊封使迎接のための準備資金五〇〇〇両のほか、「南山北山各島附搭置買貨物銀二万両」も登載している。

「南北山各島附搭置買貨物銀二万両」が具体的にどのような性格のものか、実態は把握し得ないが、嘉慶十四年（一八〇九）派遣の接貢船の例では「王府及南山北山三十六島、併官伴人等隨帶來銀計二万五〇〇〇両」とある（一一一〇八一一号文書）。

王府（中山）とは別に「南山・北山・各（三十六）島」の「附搭置買貨物銀」がいかなる内容のものか、あるいは「中山」による單なる虚構なのか、後日の検討にゆだねる。

四 琉球館貿易

（二）厳重な規制下での「開館貿易」

進貢船（二隻＝隔年）、接貢船（一隻＝隔年）、謝恩船（一隻＝冊封の謝恩等）、護送船（一隻＝漂流民の送還）等、琉球から派遣される定期・不定期（臨時）の船隻は、名目こそ違え、いずれも福州琉球館での貿易活動に従事している。季節風を利用しての航海ゆえ、福州で初夏の順風を待つ間（長いのでは十月～翌年四月の半年間）、「開館貿易」が展開されている。

『宝案』には随所に「開館貿易」（琉球館貿易）に関する記述が出ている。その一例を以下に引いてみる。一連の文書だが、理解しやすいように分解して引用することとする（一一一〇六一〇四号文書）。

- ①嚴飭看管役員。留心稽察。自開館之日爲始。驗明兌換出入貨物。按日摺報。仍令將開館日期。施行通報。
- ②不許把驛員弁兵役。需索陋規。嚴察附近土棍奸民。入館勾通。局騙串帶禁物。逾額滋弊。
- ③併令土通事。將交易客商姓名。兌買物件。按日摺報。事竣着令該庁。彙造細冊。送司查核。并飭譯諭夷官等。趕緊貿易。尅期報竣。詳請遣回。毋許逗留貽悞。
- ④仍俟開駕時。將所買各項貨物。委員盤驗。上船以杜透漏。
- ⑤⑥は琉球館での貿易活動を監視する清朝側の担当役人に対する

る注意事項である。貿易開始の日から琉球館での取引貨物の出入を明確にチェックし、日々に報告すること、担当の役人・兵役は賄賂を要求してはならないこと。付近の無頼者や悪党が入館して内通し、偽って禁止品を制限額を越えて持ち込み、トラブルを起こすことを厳しく見張ること、を命じている。

(3)は土通事（福州出身の琉球語通訳）に命じ、「客商」（中国側の出入りを許されている商人のこと）が買い取った物件を日々とに報告し、完了したら詳細な帳簿を作り布政使司に送り、監査させる。また「夷官」（琉球の役人）等にも期日通りに急ぎ取引を終わらせ、早めに帰国するように諭し、滞在を延ばす過ちを許してはならないこととしている。

(4)は「開駕」（出港）の際には、購入した貨物のすべてをチェックした上で乗船させ、「透漏」（密輸）を防ぐ、というものである。

(1)～(4)は、琉球館での貿易を営む際に定められた清朝側の管理体制を示すものである。おそらく清代を通じて毎年のように行なわれた福州琉球館での「朝貢貿易」は、このような体制下で営まれたのである。

(二) 「現錢交閑」（現金取引）

同じ文書の中に取引は現金取引で行なうように、という意味の次のような記載がある。「開館貿易、驗明兌換。出入貨物、現錢交關。不許絲毫賒欠及浮價立票情事」。取引は現金をもつて行な

い、「賒欠」（掛けでの取引）や「浮價立票」（手形などの取引）を禁じた。

別の文書（二一〇六一〇三号・二一〇七一〇五号文書）によると、嘉慶十三年（一八〇八）の尚灝の冊封使齊鯤（正使）・費錫章（副使）に随行した「船梢・執事人」のなかに、かつて琉球館の琉球人と取引した際の「欠項未清」（未決済の銀両）をこの機会にとりたてようとした動きがあった。その部分を引用してみる。

閩縣民人馬賢書等十六名、公同呈稱、小的們父兄、在日均與琉球夷人貿易。交關各夷人、俱有積欠、年久未還。本年因奉招募熟悉琉球海洋風土之船梢水手、及各項執事人等。是以小的們承充前往。到彼之後、憶及舊欠、順便向討。當蒙欵差禁止。即時祇遵。不敢再與索取。

此項本係遠年欠賑。今小的們到琉球查詢。多有人亡物故。以後亦不願向討。情願將夷人舊欠票據、盡行繳銷等情。並出具。冊封使の隨行員として琉球に行つたついでに、琉球人が未払いのままにしている負債を取り立てようと思つたが、冊封使の催促禁止命令に従つて思い止まつた。本件は、はるか以前の福州における琉球人の債務にかかるもので、実際に琉球に来て尋ねたところ多くは故人になつており、以後取り立てることは止め、琉球人の証文類はすべて廃棄する、というものである。

調べによれば、この件は多くは乾隆年間（一七三六）

一七九五）の取引で合計すると銀＝七八四〇余両、番銀＝一五九〇余元であった。

このことがあつてか、以後は皇帝の命令で「内地民人」による「旧欠」の催促を禁止する（「欠票」をことごとく廃棄する）とし、トラブルを防止するため両者の取引（「交閑」）は「現錢」で行ない、福建民人に対しては「藉欠立票」（手形での取引）を禁じ、琉球人に対しては「賒取貨物」（掛けで買い取る）を禁止した。

（三）「絲紬」購入の許可

琉球館での貿易で琉球人が購入を禁止された物品があつた。そのリストをあげると「史書、黒・黄・紫・阜・大花・西番蓮緞疋、焰硝、牛角、兵器、桐油、鉄鍋、黄・紅銅器、および絲紬緞疋、綾絹紗羅」等の物は、収買が禁止されていた。

しかし乾隆二十八年（一七六三）に、琉球は年に（歳買）「土絲五〇〇〇觔、二蚕湖絲三〇〇〇觔」の購入が許され、さらに乾隆三十年（一七六五）には年に（歳買）「八〇〇〇觔之内、改配紬緞二〇〇〇觔、每一〇〇〇觔抵扣絲一二〇〇觔、按數扣除」が許されている。乾隆三十年のこの記述はどう解読すればよいか。「八〇〇〇觔」というのは乾隆二十八年に購入を許された「土絲五〇〇〇觔、二蚕湖絲三〇〇〇觔」の二つを足した額であろう。その「八〇〇〇觔」のうち、絲一二〇〇觔を紬緞一〇〇〇觔に

換算することを許す、したがつて絲一二四〇〇觔の代わりに紬緞二〇〇〇觔の購入を許可する、ということであろう。これが「改配」の意味であろう。つまり絲対紬緞は一・二対一の計算である。この換算方式が「按數扣除」であり、「加二扣抵」であろう。

（四）輸出入品のリスト

中国第一檔案館および台灣故宮博物院所蔵の「檔案」類には、進貢船・接貢船その他の琉球船隻による輸出・輸入の貨物について、関税（免税）額と合わせた詳細な記録が残されている。

ところが『宝案』には清朝側の「檔案」に対応する記事が記録されているのは稀である。琉球側船隻による中国への輸入品、また中国からの輸出品をチェックするのは、もっぱら中国側税関がする仕事であるが、少なくともその品目（リスト）については、琉球側からその都度中国側の税関（海關）に報告されたはずであるが、第九冊・十冊にはその記載はない。これらの詳細は『冠船に付評価方日記』（現在残っているのは数少ない）等に『宝案』とは別途に記録されたものと考えられる。

（五）虚偽報告の例

『宝案』第九冊・十冊とは直接関わりはないが、また時期的に多少遡ることになるが、進貢船が中国税関に虚偽の報告をして顰蹙を買った例を紹介したい。

清朝は琉球からの進貢船等に対して、恩典として土産の貨物・銀両を携帶して福建で貿易を営むことを許可し、出入関税についても免税措置をとってきた。しかるに乾隆十二年（一七四七）二月に福建に来た二隻の進貢船の場合、公式の報告では両船で一万両の銀を携帶している旨の報告があつたが、細かく調べてみるとその十倍の銀を携帶していることが判明した。

これは官伴・水梢等の私人携帶の銀が十余万両にのぼるからである。乾隆八年（一七四三）の時の進貢船が毎船五〇〇〇両を携帶していると報告しながら、実際には（両船で）十万両を下らない銀を携帶していたのと同じ事態である。

もともと琉球が進貢の際、携帶銀両、購入貨物について限度を定めているわけではないが、琉球の役人が勝手に公と私を分けて虚偽の報告をしていることは、中国内地にも悪弊を誘発する原因にもなるので、今後は銀両・貨物とも正確な数字を報告すべきである、としている（乾隆十二年四月十八日「閩浙總督喀爾吉善等奏陳琉球國貢船在閩貿易情形摺」中国第一歴史檔案館編『清代中琉關係檔案選編』〔一九九三年〕十九頁）。

五 正朔頒賜（頒告）

中国の朝貢国として琉球は明代、清代を通じて中国のいわゆる「正朔を奉ずる」姿を踏襲してきた。正朔の「正」は一年の始め

である正月、「朔」は月の始めである一日（ついたち）のこと、広く暦を意味する。

前近代の中国では暦（カレンダー）のいわば著作権は皇帝＝朝廷にあり、元号（年号）を定め、暦を作成し、従属国へ頒布した。従属国は皇帝＝朝廷の定めた元号を用いて年月日を記載し、暦に従つて一年の諸行事を執り行なう。これが「正朔を奉ずる」である。

清代では毎年欠かさずその暦（時憲書という）を琉球に頒布した。それが表一に示した「正朔頒賜（頒告）」の記事である。進貢使が帰国際持ち帰つて来ることになるので、琉球に実際に到着するのはその年の半ば過ぎであつたようだ。

蛇足だが中華民国（一九一二年成立）以後、中国では年号の制度は廃止されて現在に至つて（中華人民共和国では公元＝西暦が公式の年号記載となつて）、日本では明治以後「一世一元」の制度が定められ、天皇一代に一つの年号が設定され、以後大正、昭和、平成となつた。

ついでに付け加えれば、冊封・朝貢体制のもとでは琉球王国は中国の「正朔を奉じ」ていたので、公式の年号記載は上記のように中国の年号を使用した。但し島津侵入（一六〇九年）以後は日本（ヤマト）に対する公式文書には日本年号を使つた。

さらに明治の琉球処分で日本の年号を使うことが命じられた。その国の年号を使う（正朔を奉ずる）ということは、究極的には

表一 正朔頒告・受領一覧

正朔の年	福建布政使司→ 琉球国王尚(瀬) あて咨文内容	文書番号 年月日	琉球国王尚(瀬)→ 福建布政使司 あて咨文内容	文書番号 年月日
嘉慶14年	正朔頒告の件	2-106-05 嘉慶14年4月22日	正朔受領の件	2-107-03 嘉慶14年
嘉慶15年	正朔頒告の件	2-108-12 嘉慶15年2月15日	正朔受領の件	2-109-16 嘉慶15年
嘉慶16年	正朔頒告の件	2-110-02 嘉慶16年2月20日	正朔受領の件	2-111-02 嘉慶16年8月4日
嘉慶17年	正朔頒告の件	2-112-11 嘉慶17年4月16日	該当文書なし*	卷114(欠巻)に 収録か
嘉慶18年	正朔頒告の件※	2-113-09 嘉慶18年4月8日	該当文書なし*	卷114(欠巻)に 収録か
嘉慶19年	正朔頒告の件	2-115-10 嘉慶18年12月1日	正朔受領の件	2-116-13 嘉慶19年8月7日
嘉慶20年	正朔頒告の件	2-117-02 嘉慶20年3月22日	正朔受領の件	2-118-02 嘉慶20年8月13日
嘉慶21年	正朔頒告の件	2-119-11 嘉慶20年10月29日	該当文書なし*	卷120(欠巻)に 収録か
嘉慶22年	正朔頒告の件	2-120-02 嘉慶21年11月20日	正朔受領の件	2-124-04 嘉慶23年8月6日
嘉慶23年	正朔頒告の件	2-123-10 嘉慶22年10月29日	正朔受領の件	2-125-02 嘉慶24年8月3日
嘉慶24年	正朔頒告の件	2-124-12 嘉慶23年11月5日	正朔受領の件	2-125-03 嘉慶24年8月3日
嘉慶25年	該当文書なし*	卷126(欠巻)に 収録か	正朔受領の件	2-128-05 嘉慶25年8月12日
道光元年	該当文書なし*	卷129(欠巻)に 収録か	該当文書なし*	卷130(欠巻)に 収録か
道光2年	該当文書なし*	卷131(欠巻)に 収録か	該当文書なし*	卷132(欠巻)に 収録か
道光3年	正朔頒告の件	2-133-16 道光2年12月	正朔受領の件	2-135-02 道光3年8月15日
道光4年	正朔頒告の件	2-136-17 道光3年12月21日	正朔受領の件	2-140-03 道光5年8月3日
道光5年	正朔頒告の件	2-139-14 道光4年11月30日	正朔受領の件	2-140-08 道光5年8月3日
道光6年	正朔頒告の件	2-141-14 道光5年11月14日	正朔受領の件	2-143-09 道光6年8月13日
道光7年	正朔頒告の件	2-144-10 道光6年11月22日	正朔受領の件	2-145-02 道光7年8月2日

※ 588頁「例(読み下し)」参照。

* 該当文書なしは、第2集 目録 上下本(『歴代宝案』校訂本第3冊収録)によると、欠巻に含まれているものである。

その年号を定めた元首＝国家に従属する、という意味を含んでい

る。

六 官生関係

○例（一一一三一〇九号文書 読み下し）

福建等処承宣布政使司、正朔を頒告せんが事の為にす。欽みて惟うに我が皇上、四海を奄有し万方を統御す。道徳は春ともに恩膏は寰宇に遍くし、地天咸^みな泰んじ、声教を遐邦に訖^{およ}ぼす。国祚は以て万年をトし、紀載は億世に綿たり。欽みて天紀を承け、敬みて人時を授く。本司、聖主の柔遠の慈懷に仰体し、天朝一統の正朔を分布す。案准したるに欽天監は時憲書を頒發し、前來す。隨いで經歷官に委して督造せしめ告竣したれば相い応さに例に照らして文を備え咨送す。此が為につぶさに貴国王に咨す。希わくば頒到せる大清嘉慶十八年分の時憲書式を將て、欽遵して祇しみて受け、臣民に頒布し、共に聖朝數理の深淵を窺い、東海の彊隅の時刻を得占せよ。なお祈るらくは收到頒布の縁由を將て、咨覆施行せられんことを。

須らく咨に至るべき者なり。

計に紅字時憲書二十本を咨送す。

右、琉球国中山王尚に咨す。

嘉慶十八年四月初八日

官生は冊封使渡來の折に、派遣される慣例であった。嘉慶五年（一八〇〇）、尚溫の冊封の際には正使・趙文楷、副使・李鼎元が来疏し、前例に従つて嘉慶七年（一八〇二）、向循師等四人が派遣されたが、洋上で遭難し行方知れずとなつた。嘉慶九年（一八〇四）に再度毛邦俊・向邦正・梁文翼・楊得昌の四人を派遣している。

官生は「遠人向化」のために北京の国子監に「入学讀書」が許され、三年が経つと帰国が許された。つまり官生は「入学」についてはもちろん、帰国についても琉球側からの要請で許可される形である。嘉慶九年に派遣された毛邦俊等四人も嘉慶十三年（一八〇八）で「在監讀書」すること三年余が経過しているといふことで、帰国を要請し許されている（一一一〇六一〇四号・二一〇七一〇四号文書）。

表二 官生関係

	発信者	受信者	内 容	文書番号 年月日
1	福建布政使司	琉球国王尚(瀬)	官生(毛邦俊・向邦正・梁文翼・楊德昌)の帰国の許可と入監の許可について	2-106-04 嘉慶14年5月9日
2	琉球国王尚(瀬)	福建布政使司	官生(毛邦俊等4人)の帰国の許可と入監の許可について	2-107-04 嘉慶14年
3	礼 部	琉球国王尚(瀬)	官生(毛邦俊等4人)の帰国について	2-108-04 嘉慶14年3月
4	琉球国王尚(瀬)	皇帝(嘉慶帝)	官生(毛邦俊等4人)が国子監において肆業して無事に帰国したことに対する謝恩の表文	2-109-03 嘉慶15年
5	琉球国王尚(瀬)	皇帝(嘉慶帝)	官生(毛邦俊等4人)の帰国の許可を謝して進貢する旨の奏本	2-109-06 嘉慶15年
6	琉球国王尚(瀬)	皇帝(嘉慶帝)	官生(陳善繼・馬執宏・毛世輝・梁元樞)の入監の許可を謝して進貢する旨の奏本	2-109-07 嘉慶15年
7	琉球国王尚(瀬)	礼 部	官生(毛邦俊等4人)の帰国の許可を謝して進貢することについて	2-109-11 嘉慶15年
8	琉球国王尚(瀬)	礼 部	官生(陳善繼等4人)の入監の許可を謝して進貢することについて	2-109-12 嘉慶15年
9	琉球国王尚(瀬)	福建布政使司	官生(毛邦俊等4人)の帰国の許可を謝して進貢することについて	2-109-20 嘉慶15年
10	琉球国王尚(瀬)	福建布政使司	官生(陳善繼等4人)の入監の許可を謝して進貢することについて	2-109-21 嘉慶15年
11	礼 部	琉球国王尚(瀬)	官生(陳善繼等4人)の北京到着期日について	2-112-02 嘉慶16年9月30日
12	礼 部	琉球国王尚(瀬)	官生(毛邦俊等4人)の帰国および入監(陳善繼等4人)の謝恩方物の受領に関する上奏裁可について	2-112-05 嘉慶16年10月20日
13	礼 部	琉球国王尚(瀬)	官生跟伴(陳善繼等4人)へ物品、食物等を頒賜することについて	2-112-08 嘉慶16年10月20日
14	琉球国王尚(瀬)	皇帝(嘉慶帝)	官生(陳善繼等4人)の帰国要請に関する旨の奏本	2-116-02 嘉慶19年8月7日
15	琉球国王尚(瀬)	礼 部	官生(陳善繼等4人)の帰国について	2-116-06 嘉慶19年8月
16	琉球国王尚(瀬)	福建布政使司	官生(陳善繼等4人)の帰国要請に関する奏本送付について	2-116-14 嘉慶19年8月7日
17	礼 部	琉球国王尚(瀬)	帰国する官生(陳善繼等4人)へ例賞、加賞の頒賜に関する上奏裁可について	2-119-04 嘉慶20年1月
18	礼 部	琉球国王尚(瀬)	官生(陳善繼等4人)等の北京よりの帰国について	2-119-09 嘉慶20年2月

表三 冊封使（渡来）・謝恩使派遣関係

	発信者	受信者	内 容	文書番号 年月日
1	福建布政使司	琉球国王尚（灝）	冊封使（※1）派遣の謝恩、冊封使が無事に帰国したこと等を知らせる咨文	2-106-04 嘉慶14年5月9日
2	礼 部	琉球国王尚（灝）	琉球国からの冊封への謝恩、冊封使の宴金の収受の請願等についての報告を受けたことを知らせる咨文	2-108-02 嘉慶14年3月
3	礼 部	琉球国王尚（灝）	謝恩使（※2）が賞賜品を下賜せられたことと諸行事に参加したことを知らせる咨文	2-108-06 嘉慶14年3月
4	礼 部	琉球国王尚（灝）	謝恩の正使および員役に加賞せる物件の清单を知らせる咨文	2-108-07 嘉慶14年3月
5	礼 部	琉球国王尚（灝）	謝恩使の来京を知らせる咨文	2-108-08 嘉慶14年2月
6	礼 部	琉球国王尚（灝）	謝恩の貢物を賞収したことを知らせる咨文	2-108-09 嘉慶14年2月
7	福建布政使司	琉球国王尚（灝）	謝恩使の帰国の許可等について知らせる咨文	2-108-11 嘉慶15年5月9日
8	琉球国王尚（灝）	皇帝（嘉慶帝）	謝恩の貢物を賞収せられたことに対する謝恩の奏本	2-109-05 嘉慶15年
9	琉球国王尚（灝）	礼 部	謝恩の貢物を賞収せられたことに対する謝恩の咨文	2-109-10 嘉慶15年
10	琉球国王尚（灝）	礼 部	謝恩使の宴金の収受を謝するための咨文	2-109-14 嘉慶15年
11	琉球国王尚（灝）	福建布政使司	謝恩の貢物の賞収を謝するための咨文	2-109-19 嘉慶15年

※1 冊封正使=翰林院編修 齊鯤、冊封副使=工科給事中 費錫章

※2 謝恩使=法司王舅 毛光國、紫巾大夫 鄭章觀、使者 毛維新、都通事 鄭嘉訓、通事 金文和・蔡世豪

七 冊封使（渡來）・謝恩使派遣関係

第九冊・十冊に収録の文書群は、嘉慶十三年（一八〇八）九月から道光七年（一八二七）八月までを含む。琉球国王名で言えば尚灝五年から同二十四年までに当る。

尚灝は既に嘉慶十三年八月一日に冊封の儀礼を済ませている。その時の冊封使は正使・齊鯤、副使・費錫章で、一行五一九人は、閏五月十七日から十月二日にかけて一三三日琉球に滞在し、尚溫および尚成の諭祭、尚灝の冊封を行なつた。齊鯤・費錫章は帰国後『続琉球国志略』を著している。

表三は冊封に対する謝恩使の派遣、謝恩の貢物（特殊進貢）、等に関するやりとりを示す一連の文書を、文書番号順に示した。

八 追補

第十冊は冒頭に記したように欠巻が目立つ。第十冊は目録によれば、第二集卷一二三（嘉慶二十一年＝一八一六）から卷一四五（道光七年＝一八二七）の十一年間の合計二十三の巻が収録されていることになっているが、そのうち八巻が「原缺」となつている。この時期は中国側の檔案資料も欠落している。それらの理由が奈辺にあるかは今のところ不明である。

『歴代宝案』目録（校訂本第三冊収録）には記載が見えるが、

本文を欠いている卷一三〇で三文書、卷一三八で二文書を関連資料により復元を試みた。

目録によれば、卷一三〇に収録された文書は道光元年（一八二一）の接貢船が装載した表三通、奏三通、移礼部咨五通、移布政使咨十通、符文一通、執照二通の二十四文書であるが、このうち奏三通の三文書を『清代中琉関係檔案選編』（選と略称）『清代琉球国王表奏文書選錄』（表奏と略称）により復元した。同様に卷一三八についても、収録されていたのは道光四年（一八二四）の進貢船が装載した表三通、奏二通、移礼部咨十通、移布政使咨十一通、符文一通、執照二通の二十九文書であるが、表三通のうち二文書を法政大学沖縄文化研究所蔵の楚南家文書『頒賜遺詔謝表』（謝表と略称）と『清代琉球国王表奏文書選錄』により復元した。

目録と復元文書との関係は下記のとおりである。なお復元文書には便宜上番号を付した。

卷一三〇

奏三通

慶賀事（登極）→二一一三〇一〇一号文書

（道光六号）「琉球国王尚穆奏慶賀登極摺 清單一」

道光元年八月十六日により復元。

進香事 → 二一一三〇一〇二号文書

選（道光八号）「琉球國王尚穆奏進香事摺」

道光元年八月十六日により復元。

謝恩事 ↓ 二一三〇一〇三号文書

表奏（一〇七号）「琉球國中山王尚穆為謝恩事奏本」

道光元年八月十六日

選（道光七号）「琉球國王尚穆奏謝皇上登極大典頒賜寶

詔摺」道光元年八月十六日により復元。

卷一三八

表二通

冊立事（冊立皇后賀表）↓ 二一三八一〇一号文書

謝表 「冊立皇后賀表」道光四年八月初六日により復元。

謝恩事（頒賞）↓ 二一三八一〇二号文書

表奏（一〇八号）「琉球國中山王尚穆為謝恩事表文」

道光四年八月初六日により復元。